

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和 8 年度第 2 回高松市部活動地域展開推進委員会
開 催 日 時	令和 8 年 7 月 2 7 日（月） 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 4 7 分
開 催 場 所	高松市役所 3 階 3 2 会議室
議 題	1. 「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」実施計画（案）のパブリックコメントの結果について 2. 「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」募集要項（案）について 3. その他
公 開 の 区 分	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
上 記 理 由	
出 席 委 員	米村委員、北堀委員、山地委員、仁谷委員、倉山委員、宮武委員、辻委員、大西委員、近藤委員、西山委員、臼井委員
傍 聴 者	3 人（定員 5 人）
担 当 課 及 び 連 絡 先	保健体育課 087-839-2657

会議の経過及び結果
会議の成立の報告、教育長挨拶、会議公開の確認の後、以下の議題について協議した。 （１）「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」実施計画（案）のパブリックコメントの結果について 事務局から説明 P 3：寄せられた主な御意見 P 9：実施計画（案）の修正について （１）についての質問 （委員） 先日開催された第 1 回高松市部活動地域展開推進委員会の議事録等について質問する。 今年度は実証事業をしないことで進めており、吹奏楽に関しては、可能であれば 1 校で 1 つの地域クラブということだが、各学校で活動可能なクラブの目途がついたのか教えていただきたい。 その場合、吹奏楽に関しては、各学校の現在の顧問が兼職兼業に当たる可能性が高いと思われるが、市内中学校で勤務している顧問からは、異動した場合どうなるのか等、不安の声を聞いている。 また、吹奏楽の場合、学校が主体となることを、現在の顧問がどこまで知っていて、周知されているのか教えていただきたい。併せて、説明を受けての教職員の反応も知りたい。 （事務局） 各校に 1 つの地域クラブということだが、合同で活動をするのではないという趣旨で答えた。 教職員が異動した場合については、教職員の異動と地域クラブの指導者は切り離して考えているため、異動したから異動先の中学校で指導者になることは想定していない。基本的には、地域クラブの指導者になる場合は、同じクラブで継続的・安定的に従事していく想定である。 教職員への周知等については、令和 8 年 7 月に、教職員に兼職兼業についてのチラシを配布している。

(委員)

吹奏楽で兼職兼業をする場合、今後地域クラブとしての規約や活動方針を作成する等、事務的なものが沢山出てくると思う。規約等を作成する場合、本務と並行して作成するのは、かなりの苦労が必要。

吹奏楽で団体に所属して指導者をする場合、運営母体はどこになるのか。希望する教職員が代表や会計も行うとなると負担が大きいため、希望しない教職員もいるのではないかと懸念している。

また、吹奏楽は非常に費用が嵩むため、会計処理等の手続きは負担となる。活動計画や活動時間については、部活動でも作成しているため、教職員も作成可能だが、規約の策定等、団体自体をどうするかという点で悩んでいるのではないかと思う。先行して実施している東かがわ市、三豊市、宇多津町に関しては、教育委員会が運営母体となっているため、希望する教職員は兼職兼業で所属し指導者をしている。必要な楽器の指導者は、運営母体である教育委員会が集めている。本市は運営母体を教育委員会としていないため、そのようなことが、全ての地域クラブで行えるのか心配である。

吹奏楽は楽器、練習場所の問題等もあるため、各学校の備品、学校施設の利用を検討することで、その点が解決できるよう配慮してもらえていると感じた。

ただ、備品を利用した場合、楽器の修理代及びメンテナンス代が必要になってくる。そのため、他の地域クラブより費用が嵩むことを理解してほしい。また、費用が嵩むことを保護者に周知する方法も課題だと思う。

活動時間については、平日は2時間、16時から21時までであれば、業務時間外で兼職兼業が可能であるため、教職員だけでなく、一般の吹奏楽経験者も仕事が終わってから、地域クラブで活動できるため有難い。

(事務局)

規約等については、P14にも記載しているが、ひな形を作成しているところで、認定地域クラブを希望する団体等ができるだけ手間等がかからないように進めている。

団体の母体については、立ち上がる地域クラブが団体に所属することを必須条件とはしていないため、人数の条件さえ揃っていれば、地域クラブを立ち上げることは可能である。文化クラブのスタッフは2名以上のため、代表と会計等を兼ねることが可能で、指導者、代表と会計を兼ねた方でクラブの立ち上げができる。

楽器のメンテナンス及び修理に関しては、検討しているところ。他市町の動向等も参考にしながら進めていきたい。

(委員長)

委員に確認したいが、中学校の吹奏楽部と保護者の関わり方はどのようなものか。

(委員)

中学校の吹奏楽部の場合は、保護者に楽器の搬送等のお手伝いをしていただいている。

(委員長)

中学校の地域クラブに保護者が関わることは可能な感じなのか。

(委員)

中学校の場合は、他の部と同じく顧問が在籍しているため、保護者はほとんど関わっていないと思う。今後、生徒の送迎や楽器の搬送は保護者に依頼し、保護者で楽器の搬送ができない場合は、トラック費用等の問題が出てくると思う。

(委員)

兼職兼業について、P11に⑤を追加したことで分かりやすくなると思う。しかし、勤務時間中であつても職務専念義務免除で地域クラブの指導をすることは可能で、ただし、報酬は受領しないということだが、年休や特別休暇を取得し、地域クラブの指導をした場合は、報酬受領が可能かどうか、どのような認識か教えていただきたい。

(事務局)

勤務に従事しなければならない時間については無償だが、休暇を取得して地域クラブに従事した場合、報酬を得ることは問題ない。

(委員)

実施計画がかなり細かい規定となるが、これらを管理していく管理体制を知りたい。管理体制は実施計画(案)に示されていないが、本市の管理体制を教えていただきたい。

(事務局)

管理体制については、市も課題と考えている。教育委員会及び庁内でも運営体制等、検討を進めているところである。

(委員)

管理体制の充実については、中学生の今後の成長や生活に直結してくると思う。地域クラブの認定だけをして、後はコントロールできないという状況は極めて心配なので、体制づくりをお願いする。

(委員)

P9の参加費について、受益者負担の軽減を実施計画(案)の中に入れていただき感謝している。

ただ、令和9年9月より本市は地域クラブに展開するが、香川県内でも随分状況が異なると思う。国が示している令和13年までは、土日の部活動を維持する方向性を示している市町もある。部活動を継続する市町の教職員は、部活動指導手当等、国が担保した範囲内で活動するので、地域展開をしていない市町の生徒は、部活動後援会費や部費を集めているところもあると思うが、月1,000円から2,000円ぐらいの負担の中で活動することが可能となる。

一方、本市は低廉な参加費等の設定と提示しているが、全国の事例を見ると、月6,000円から7,000円の参加費が一般的と思っている。文化クラブの場合は、もう少し高い可能性がある。その場合、困窮世帯以外の市内の生徒や家庭は、令和9年9月から、月6,000円から7,000円の参加費を支払うことになる。

地域展開していない市町は、今まで通り、国の公費で部活動に参加できるため、同じ県内でありながら、この差は疑問に感じる。国や県から、早く地域クラブに展開した市町に対しては、一定の補助があつて然るべきだと思う。地域展開すると、本市の部活動指導費は要らなくなる。地域クラブを立ち上げようとされている方にとっては、予算をどのように計画したら良いのかという点で、助成金や補助が見込めるのか、見通しはどうかのことが大事なポイントになってくると思う。

(事務局)

支援の有無に関しては、市も検討している。国の補助制度は、来年度のことが示されていないため、その点も踏まえながら、検討していかなければならないと思っている。

部活動をしている市町の教職員は、教員特殊業務手当が支給されるが、早く地域展開を進めてい

る市町の教職員は、その手当がなくなるという点については、県に対して要望挙げているところである。決まり次第、提示するが、認定地域クラブの募集期間より遅くなると思っている。

(委員)

全体の運営体制、ガバナンス、管理体制を知りたい。指導者、あるいは代表者に、すべての責任を負わされることは避けていただきたい。誰かが管理し、チェックするような体制や保護者が相談できる相談窓口等、体制づくりをしてほしい。

参加費については、月3,000円又は4,000円ぐらいから始めて、運営に必要な価格、約1万円で着地するクラブもあると思う。子どもが成長して、スポーツ等上手くなってくると勝利を目指すようになると思うが、そのような場合は、さらにお金がかかってくる。

そんな中、家庭の所得によっては支援を検討されていると思うが、支援はクラブの代表者経由で支援されるのか。支援の仕組みを教えてください。

(事務局)

補助については、できるだけ手間が大きくかからないように、また、活動の実態も把握しながら進めたい。クラブについても、申請通り活動しているかという点も見なければならぬと考えている。決まり次第、提示する。

(事務局)

先日、文科省の説明を聞いてきたが、国もスポーツ基本法に則り、国や地方公共団体の責務として、地域クラブの立ち上げる団体への支援や経済的困窮世帯への支援について、今も予算を取っているし、これからも、予算の枠組みは設けていこうとしている。ただ、1団体への補助額や経済的困窮世帯に対して、1人当たり幾ら支給するかという点については、まだ回答できない。

来年度予算に向けて国も動いているし、市も当然ながら動いていく。国の事業をしっかりと活用していきたいと考えている。

(委員)

地域展開について、どこを見れば良いか分からないとよく聞かれるため、本市ホームページに掲載していることを伝えているが、そこに掲載されていることすら知らない方もいて、地域展開が十分、浸透されていないことを心配している。今後、認定地域クラブの募集が始まるので、地域クラブの立ち上げを検討されている方が、知らないまま、十分御理解されないままではないか懸念している。

(事務局)

市民や当事者である子どもたち、保護者にチラシは配布しているが、浸透してない点が課題だと感じている。その点も踏まえ、コーディネーターと連携しながら動いている。

令和8年8月には、実施計画策定を踏まえ、市民、子どもたち、保護者に新たなチラシの発信を検討している。併せて、同年8月には地域展開専用ホームページを立ち上げ、専用ホームページにQ&A等を掲載することを予定している。

また、協働コミュニティ推進課にも協力をいただき、地域の方々へは、コミュニティセンターを中心に、1つ1つ回って情報をお知らせするとともに、協力してクラブを立ち上げてくださる方を募集している。

(委員長)

情報が必要な方に、しっかり届けることは大事。専用ホームページの立ち上げや地域クラブの募集要項の公開等を機に情報が広がっていくと思う。

(2)「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」募集要項（案）について

事務局から説明 P 1 2 : 概要

P 1 3 : 認定基準

P 1 4 : 申請手続き

P 1 5 : 募集・審査とその後のスケジュール

P 1 7 : その他

P 1 9 : 募集・認定にあたっての運用

(2) についての質問

(委員)

P 1 4 の②入力項目の中に、「活動種別・種目」とあるが、幾つかのパターンが想定されると思う。複数の活動種別・種目で入力可能か。1つの種目で、1つの地域クラブを立ち上げなければいけないのか教えていただきたい。

(事務局)

シーズンスポーツ等で、季節ごとに様々な種目を行う場合は、1つの活動形態として対応することを検討している。シーズンスポーツは、予め活動計画が作成されている場合は、1つの活動として対応していこうと考えている。一方で、例えば、2種目を週に数回ずつ行いたい場合で、指導者、会計者、代表者が同一の場合は、各々の競技で認定を受ける必要がある。

(委員)

申請は各々で必要だけれども、指導者や事務的な金額が重複していることは問題ないか。

(事務局)

スポーツ・文化ともに問題ない。

(委員)

P 1 8 で、「クラブは参加者全員を対象とした適切な損害賠償保険に加入し」と記載されているが、部活動を継続する市町の生徒は、今後も日本スポーツ振興センターの手厚い体制の中の保険が適用されるが、一方で本市は、各地域クラブがそれぞれの損害賠償保険に加入しなければいけない。全国の先進的な地域では、保険は市町が予算を取って一括して担保するということもある。本市は各地域クラブごとで、それぞれの保険会社と契約するのか。それとも、市が適切な保険を紹介してくれるのか。保険については、どのような見通しか教えていただきたい。

(事務局)

保険に関しては、様々な保険会社と話しているが、現状、地域クラブに特化した損害賠償保険の事例がない。保険会社には、地域クラブに特化した保険が作れないか相談している。

(委員長)

P 1 5 に、「令和9年4月から参加者の募集開始」と記載されているが、おそらく、地域展開される前に活動を開始しているクラブもあると思う。そのため、認定地域クラブ活動が展開される前に、クラブが中学校施設を利用する場合、このタイミングは並走している状態だと思うが、利用可

能か教えていただきたい。

（事務局）

本市としては、令和9年9月より認定地域クラブへと展開することになっているため、先行で実施されるクラブに関しては、各クラブで活動場所等を確保しながら活動してもらうことを考えている。

（委員）

P12に、「認定のメリットで大会等への参加」について記載されているが、認定地域クラブとして総体に参加する場合、中学校体育連盟（以下、中体連）に改めて加盟するのか。どういう仕組みになるか教えていただきたい。今後、総体自体がなくなるのか。

（事務局）

総体がなくなるかどうかという点については、日本中学校体育連盟（以下、日本中体連）より示されていないため、回答できない。ただ、今年度では、ハンドボール等、複数の種目に関しては、全国中学校体育大会（以下、全中大会）がなくなっている。

（委員）

いずれは、全中大会自体がなくなるのか。

（事務局）

日本中体連より示されていないため、全中大会の継続の有無は回答できない。総体については、日本中体連の判断となるが、そこまでに伴って開催される四国大会や県大会、地区総体に関しては、中体連と市が協議しているところである。

大会の参加に関しては、日本中体連から、今春、各市町や県で認定の要件を示した市町に関しては、2年間の猶予期間を与えるが、その後は認定地域クラブ以外のクラブは、中体連主催の大会に出場できないと示された。そのため、本市では令和9年9月から認定地域クラブへと展開するので、令和11年9月以降の中体連主催の大会に関しては、認定地域クラブ以外のクラブチームは参加できないような規定になっていくと思う。

（委員）

地区中体連としても、今後について検討しているところである。県大会の予選を通過した団体や選手が県大会出場となっているが、地区中体連の大会、地区総体は、県総体に出場するために、便宜上、地区の大会を実施しているという状況であり、認定地域クラブに展開した場合、今の地区大会をどのようにしていくか検討している。

例えば、バレーボールの場合は、県大会に出場できるチーム数が、男子は8チーム、女子は10チームであるが、地区でどれだけのクラブ数が出場するか分からない。通過枠が10ある中で、クラブ自体が5、6しかないのに地区大会が必要なのかという点が出てくる。バドミントンはクラブ数がかかなり多くて、県の1、2位はクラブに所属している。そのため、地区でも競技団体をお願いするものか、県に上がる予選をお願いするものなのか、地区の大会をどうしていくかという点も、今年度中に検討していかなければいけないため、今、進めている。

地区中体連としても、今後のあり方について、教育委員会が神戸市を参考にされているので、令和8年8月下旬に神戸市の中体連に視察に行き、今後の大会への関わり方等をお聞きする予定としている。それを受けて、地区中体連も規約があり、組織として、地区中学校の制度及び教職をもって組織すると明記されているので、この規約を変えなければいけない。そのため、常任理事会で規

約を検討する予定。また、高松地区大会は三木町、直島町と合同で開催しているため、三木教育委員会及び直島教育委員会にも御話し、規約や大会をどうするか等、検討したいと考えている。

(委員)

P 1 4 ②入力項目の「募集対象・エリア」について質問がある。地域クラブを立ち上げる方の中に、ある中学校で活動したいという思いがあり、エリアをその中学校及び近隣のエリアに指定する場合、活動場所である中学校の生徒のみを募集対象とするような想定はあるか。

(事務局)

募集対象エリアと記載しているが、本市の実施計画にもあるように、基本的には市内在住の中学生全員を対象にしていだこうと思っている。このような記載をしている理由としては、何かしらの事情がある場合のために提示している。このような場合、市の方でヒアリング等させていただく予定だが、あくまでも市内全域を対象としていただく。

(委員)

地域クラブの定員より、多くの参加者から募集があった場合、地元の中学校の生徒を優先的に採用するのか等、市で考えていることがあれば教えていただきたい。参加者募集の際に起こり得るトラブルは、競技数が少なければ十分起こり得ると思う。

例えば、サッカーが20チームあるが、5つの地域クラブしか立ち上がらなかった場合、生徒は募集しているクラブに行くしかないため、4月1日でネット募集して定員に達したら募集終了するのか教えていただきたい。

(事務局)

参加者募集に関するトラブル等、様々なことに関して想定しているところ。様々なパターンを今、コーディネーターや市でも検討しているが、具体的にはまだ提示できない。決まり次第、提示する。

(委員)

地域や保護者、子どもたちが納得できるようなシステム等があれば良いと思っている。

(委員)

地域クラブの募集が令和8年9月1日から同月30日となっているが、1次募集で、既存の部活動ベースで、地域の人が指導者、会計等を打ち立てて申請し、同年12月1日までに認定された場合、令和9年9月の地域展開まで、クラブ活動はできないという理解でよいのか。

(事務局)

クラブ活動をしてはいけないということではない。令和9年9月より全部活動が地域クラブ活動へと展開されるため、部活動の形態そのままで立ち上げるクラブがあることも想定しているが、同年9月までは部活動として活動する予定。

(委員)

新たな指導者や会計、地域クラブの代表者は決まっているが、令和9年9月まで関与してはいけないのか。

(事務局)

関与してはいけないわけではないが、準備期間として準備いただいたらと思う。

(委員)

スムーズな地域展開について、柔軟に対応していくべきだと思う。令和9年4月に指導者を子どもたちに紹介するのは厳しいので、立ち上げが決まった時点で、徐々に指導者には部活動に来ていただいて、外部講師登録をするかどうかは別だが、教職員に理解してもらい、顔つなぎをしたいと思う。

令和9年4月に参加者の募集をする予定となっているが、1年生が部活動をするのはゴールデンウィーク明けで、8月は総体が終わっているため、実質活動するのは5、6、7月。その3ヶ月のために、必要な道具を買うのも保護者に負担をかけるため、学校として関わるのか、或いは、9月に地域クラブの立ち上げの見通しが立っている場合は、地域クラブと学校が連携しながら、道具を揃えていく等、考えないといけないと思う。

教育委員会もスムーズに部活動から地域クラブ活動へと展開していくために、相談に乗る等、臨機応変に対応する必要があると思う。

(事務局)

本市としても柔軟に対応したいと考えている。先行実施するクラブも出てくると思うので、状況を見ながら対応する予定。ただ、認定地域クラブとしての活動は令和9年9月からのため、前倒しをしてしまうと、実際に8月まで部活動で指導する教職員や学校の運営体制が少し脆弱になるかもしれないということもあるが、厳密に区切るつもりはない。

(委員長)

校長会で合意を得ているのか。

(委員)

まだである。

(事務局)

9月より前にクラブとして活動することは可能だが、地域クラブの認定有効期間が令和9年9月からとなるため、認定された活動は9月からとなる。

(委員)

来年の人事配置や部員数を見て、校長判断で、この部活動は廃部にし、4月から8月まではクラブとして、校長と地域クラブとの約束で学校施設を利用するといったことは可能か。

(事務局)

部活動指導員や外部指導者及びボランティアとしての活動はあるが、認定期間前にクラブが学校施設を利用することが可能かどうかについては、まだ回答できない。

(委員長)

時期的には並走する状況が続くので、教育委員会はそのような働きかけ等を是非検討していただきながら、あまり混乱が起きないように工夫していただきたい。

校長会でも、教職員へお話しいただきながら、学校も協力していただきたい。

(委員)

学校単位で地域クラブが立ち上がるわけではないので、事前に交流があるのは良い面もある。地域クラブは、近隣の学校の生徒が加入するとは限らないため排他的にならないと思う。

(委員長)

校長会等で検討していただき、責任問題等あると思うので、その点についても、しっかり御検討

いただければと思う。

（委員）

高松市全域から参加者募集ということだが、最初の時点では地域性のことをすごく言われていたような気はするが、その点は特に考えられているのか。

（事務局）

近隣の生徒の優先は、実施計画に明記しているので、近隣の子どもたちを蔑ろにして、遠方の子どもたちを集めないように提示している。

（委員）

運営母体をどこにするか気にしている。運営母体に所属していなくても、認定地域クラブという認識になるのか。運営母体があって、そこに所属してもらうのか教えてほしい。

（事務局）

地域クラブの実態等によって変わってくると思う。地域クラブだけで、運営団体と実施主体を兼ねるところもあれば、様々な地域クラブが集まって、運営団体に紐づけることもあると思う。そのため、地域クラブの形態や地域性によっても大きく変わってくると思う。それも踏まえ、様々な方向性を地域クラブで見つけてもらえたらと思う。

（委員）

各々の個別種目で活動する団体は、ある程度、希望があると思う。取りまとめる団体を設置したら、地域の子どもたちが保護者の送迎がなくても、自分の足で通える。平日は学校で活動し、土日は地域クラブが学校施設や民間の体育館、グラウンド等を確保しながら、地域クラブとして、部活動の受け皿となるのが理想。高松市地区体育協会（以下、地区体協）の動きはあるか。

（事務局）

実際にお話しさせていただく機会が少ないが、スポーツ協会が集まる会等で説明させてもらっている。

また、総合型地域スポーツクラブを実際にされている方々が、何個か今ある既存のスポーツ種目を中学生対象に広げていこうとする、運営団体を総合型地域スポーツクラブがする形でお話しさせていただいているところもある。そのような形態を取られるのは非常に良い方法だと思っている。ただ、地域の特性やそれを実施したくても難しい地域もあると思うので、その点も踏まえてクラブに決めてもらえたらと思う。

（委員）

本市には12の総合型地域スポーツクラブがあるが、それぞれの形態や運営方法、特化している点、やり方等が異なるので、出来るところからやっていきたいと思う。

（委員）

認定地域クラブの募集期間が令和8年9月からということで、少しお願いしたい。

教職員はどのくらい知っているかという点で、吹奏楽であれば、今の顧問が手を挙げる確率が高いと思うが、今後のスケジュール等、どのくらい伝達できているか知りたい。校長会では話があったが、教職員までは話が来ていない等の声も聞く。実際、教職員が地域クラブを立ち上げる場合は、夏休み中に関係書類等を整えると思うので、目安や目途が分かれば教えていただきたい。

（事務局）

6月に教職員向けのチラシは配布しており、8月にはタイムスケジュールを記載したチラシを配布する予定。また、校長会では、教育長や当課の課長が説明している。

兼職兼業に関しては、学校教育課で規定や教職員向けのチラシ等を作成しているため、併せて提示していく。

(委員)

吹奏楽の地域クラブを各学校で立ち上げるわけではないという認識であっているか。

(事務局)

必ずしも、各中学校に1つずつ吹奏楽の地域クラブが立ち上がるものとは認識していない。

(委員)

吹奏楽は、楽器の搬送の難しさや指導者の課題等がある。兼職兼業を希望した教職員が在籍する学校は、吹奏楽の地域クラブができると思うが、兼職兼業は強制ではないので、教職員が兼職兼業を希望しなかった場合、他校に参加希望者が集約されるのかといった点について、教職員が分からない状態のため、不安になっているのが現状。その点も踏まえ、どのように教職員に説明していたいているか教えていただきたい。

(委員長)

募集をかける学校と代表、募集エリアの問題だと思うが、1校1クラブでも可能なのか。1校1クラブだが、募集エリアが近隣まで及ぶ可能性があるが、その場合、立ち上げに関わる教職員の負担は、どう変わるのかという点が周知されているのかだと思う。

(事務局)

令和8年7月24日に、各中学校に教職員が地域クラブの指導者になる場合の兼職兼業の仕組みの説明と、いろいろ疑問に思うであろうことについてQ&Aを明記したものを各学校に配布した。

ただ、それを配っただけではなかなか理解が難しいので、校長に教職員が集まる機会で周知するよう依頼している。ある程度、地域クラブが立ち上がったときに、特に吹奏楽みたいに、一般の方が立ち上げるのが難しいし、合奏の指導は、教職員のように経験者でないとなかなか難しいところもあるので、きちんと説明をして配布している。希望する教職員が兼職兼業するので、どのぐらい手が挙がってくるか未知の部分もあるが、今回お知らせをして、その後、申請の仕方や様式も順次周知する。委員がおっしゃるように、夏休みが一番教職員はゆとりを持って、いろんなことが考えられるので、準備ができるようにしたい。

(委員)

顧問には一応確認はしている。文化部やその他の部活動にも周知をしている。事務局より説明のあったチラシも来ているが、全員が集まる機会が8月の職員会議となると、先なので、チラシを紙で印刷し、教職員の各ボックスにチラシを入れ、メールにてチラシの確認をお願いしている。併せて、8月の職員会議のときにも説明予定である。特に文化クラブは心配なので、地域の方々に、コミュニティ協議会にも吹奏楽を指導していただけないかという打診はしている。そのように学校としても対応はしていく。

(委員)

希望する教職員はクラブを立ち上げたらいいと思うが、例えば、教科制の音楽とか美術とか、そのような教科の教職員は、各校の吹奏楽だったり、美術の指導を校長が頼んだりするといったことは、他の教科との公平感が保てない状態であると思う。地域クラブは、社会に子どもたちの健全育

成の場をつくることだと思っている。本質的に言うと、学校単位で考えていては、かえって進まない。一時的には、吹奏楽や特定の競技等は、立ち上がるクラブ数は少ないかもしれない。ただ、本当に志があって、地域クラブ活動を行うことが可能な大人が立ち上げたもので、健全に育成等進めていくためには非常に大事。例えば、この競技はこういう事情だから、学校単位で部活動と同じような形でというように、特例をつくってしまうと、長い目で見ると、上手くいかないと思う。

(委員長)

認定クラブの申請の際に、おそらく教育委員会よりヒアリング等あるかと思うので、その際に趣旨の説明をお願いしたい。

(3) その他

事務局から説明 P 2 0 : 高松市認定地域クラブ活動の愛称について

(3) についての質問

(委員)

「たかまる」の公表は、本日の高松市部活動地域展開推進委員会か。専用ホームページを8月に立ち上げる話もあったが、気にしている子どももいるので、答えても大丈夫か教えていただきたい。

(事務局)

本日公表。子どもたちにも、「たかまる」に決まったことを伝えていただきたい。

(委員)

私たちの時代では部活動をする場合、夏は19時まで、冬は17時には帰宅していた。地域クラブでは21時までの活動になるため、コミュニティの一部からは、活動時間は誰が決めているのか疑問が出た。説明をしたが、21時まで活動してどうするのかというような御意見もあったため、コミュニティ協議会等についても、趣旨を説明する場を設けて、御理解をいただく必要があると思う。中学生が21時まで活動しているという理由で、教育委員会にも話があると思う。文化部の運営についても、コミュニティも期待しているので、協力体制が必要だと思う。

(委員)

クラブをこれから認定していくわけだが、認定機関は教育委員会だと思うが、何人ぐらいで認定をするのか、管理体制をどのような形でするか決まっているか。

また、中学校は夜間開放している学校もあるため、19時半頃から一般開放の方が利用するとなると、体育館は利用できなくなるので、学校開放委員会と連携ができていくか知りたい。

従って、地域クラブの立ち上げと並行して、事務的課題がたくさんあり、検討事項があると思う。それは、お金も含めてだと思うので、急ピッチな作業が必要。併せて、関係機関との連携も必要だと思う。

(委員長)

地域コミュニティとの関わりは非常に大事だと思うし、先程の話にもあった総合型地域スポーツクラブと連携をとっていただけると、より良い地域展開が可能になると思うので、検討いただければと思う。

(委員)

小学6年生は部活動を経験していないので、アンケートの内容が難しい中、「たかまる」という素敵な愛称が決まって、子どもたちのアイデアってすごいなと感心している。

12月から6年生も地域クラブの体験会が実施されると資料に記載していたので、心や時間に余裕のある小学生の内に、体験できるのがすごく良いなと思った。

(委員)

地域展開の認識は様々だと思うが、どれが正解かではない。社会が子どもたちを担っていくところは、共通。学校も社会の一部。社会の1人として何ができるかを考えて、少しでも環境を整えるべきだと思っている。

教職員の認識についてだが、教職員には十分情報は伝わっている。ただ、この立て付けを見れば見るほど、教職員はむしろ慎重になっている。情報がなくて、立ち上げに戸惑っているのではない。情報を分かった上で、このような立て付けをされたら、今までは部活動の中でやっていたため、何かあっても校長や教頭が一緒になって問題解決に当たっていたが、これからは勤務時間内にはできない、勤務時間外や平日の放課後、土日に、さらにそこに特化して、今までと同じようなことをしなければいけないということを知った教職員が一举に躊躇っているという状況。教職員だけではなく、社会でお仕事をされている方が、この体制だったら何とかやれるかなということのをどれだけ作るか。ポイントはそこだと思っている。市がしっかりとした管理運営体制をとり、認定もそうだが、きちっとした活動ができているかどうか、あるいは、そのようなトラブルが起きたときに、しっかり相談に乗ったり、保険の面や貧困家庭への支援についても、この価格だったら、自分もやってみようと思える価格設定を行ったりする等、そのような環境をいかにつくれるかに限られてくると思う。

(委員長)

窓口、参加者だけでなく、指導者等も含めて、御検討いただければと思う。理念が非常に大事だと思うので、その点、教育委員会からしっかりと周知していただければと思う。

これで本日の議題は以上で終了となる。

(閉会)